

令和4年度公立認定こども園公定価格（一人当たり月額）

単位：円

施設名	認定区分	保育必要量区分	各月単価												
			年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
こども未来館たかわし	2号	標準時間	3歳児	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050	88,050
			4・5歳児	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230	73,230
		短時間	3歳児	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720
			4・5歳児	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720	60,720
	1号	－	3歳児	42,570	42,530	42,530	42,520	42,530	42,530	42,540	42,540	42,520	42,520	42,520	42,520
			4・5歳児	27,330	27,290	27,290	27,280	27,290	27,290	27,300	27,300	27,280	27,280	27,280	27,280

- 注1) 法定代理受領した施設型給付費の額は、各施設の定員・年齢・保育の必要量等により決定される公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額となります。
- 注2) 月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退園した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要があります。
- 注3) 副食費徴収免除世帯に関しては、上記金額に副食費徴収免除加算分を加えた金額となります。

令和4年度私立認定こども園公定価格（一人当たり月額）

単位：円

施設名	認定区分	保育必要量区分	各月単価												
			年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
向野こども園	2・3号	標準時間	0歳児	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120	172,120
			1・2歳児	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960	97,960
			3歳児	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390	45,390
			4・5歳児	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570	30,570
		短時間	0歳児	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340	169,340
			1・2歳児	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180	95,180
			3歳児	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610	42,610
			4・5歳児	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
	1号	－	3歳児	44,590	44,590	44,590	44,590	44,590	44,590	44,590	44,780	44,710	44,710	44,710	44,710
			4・5歳児	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,540	29,470	29,470	29,470

注1）法定代理受領した施設型給付費の額は、各施設の定員・年齢・保育の必要量等により決定される公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額となります。

注2）月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退園した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要があります。

注3）副食費徴収免除世帯に関しては、上記金額に副食費徴収免除加算分を加えた金額となります。